

ウィークリースタンス実施ガイドライン

1 目的

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

2 対象

篠栗町発注の全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

- (1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- (2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。(具体的な時間を設定)
- (3) 打合せは Web 会議等の活用に努める。
- (4) 業務時間外の連絡を行わない。(情報共有システム (ASP 方式)・メール含む)
- (5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

4 実施方法

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とする。工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

5 適用年月日

本ガイドラインは、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和7年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

施行 令和7年4月1日